

※ ボールペンで記載してください（消せるボールペン、鉛筆は不可）
※ 修正時は二重線に訂正印で修正してください（修正テープの使用不可）

様式第1号（第7条第

自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書

令和3年4月10日

横浜市 長

次のとおり自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

また、給付金の支給に関し、私の住民票関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当の支給、雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報、職業訓練受講給付金に関する情報について、個人番号を利用し調査・照会することに同意するとともに、給付金の支給に関する情報を区福祉保健センター及び横浜市母子家庭等就業・自立支援センターと共有することに同意します。

① 氏名	フリガナ ○○○ ○○○	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
	○○ ○○	生年月日	平成元 年 2 月 3 日生
② 住所	(〒 1 2 3 - 4 5 6 7)	電話	(自宅) 0 4 5 - 1 2 3 - 4 5 6 7
	横浜市○○区○○町 1 - 2 - 3		(携帯) 0 9 0 - 1 2 3 4 - 5 6 7 8
③ 教育訓練施設の名称	○○学院 ○○校	教育訓練施設に問い合わせるか、厚生労働省のHPでご確認ください。	
④ 教育訓練講座の名称	介護職員初任者研修 (指定番号 1 2 3 4 5 - 6 7 8 9 0 1 - 2)		
⑤ 教育訓練の期間 (予定)	令和3年 6 月 1 日 ~ 令和4年 6 月 1 日 (*受講開始日)	「ある」場合と「ない」場合とで、手続きの流れが違います。詳しくはチラシをご覧ください。	
⑥ 所要費用 (予定)	入学金 円、受講料		
⑦ 公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	*受講開始日現在において、雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が	ある ・ ない	
⑧ 過去の受給の有無	*過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが	ある ・ ない	
⑨ 申請者と生計を一にする子の氏名等 (注7参照)	フリガナ	個人番号	「ある」場合は受給できません。
		生年月日	
	住所 (別居の場合)	申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない。	
⑩ 本講座の受講が就業結びつく理由	現在、パートで介護施設で就業しているが、初任者研修を修了することにより正社員採用が見込まれ、収入増、生活の安定につながる。		

未婚のひとり親の方は、⑨にご記入ください。

できるだけ具体的に記入ください。

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料です。(希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。)
- 2 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。

ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。

雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に20万円を乗じた額ですが、限度額は80万円です。

雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用(予定)については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することになります。
- 5 受講対象講座の指定後、母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなった場合、市内に住所を有しなくなった場合、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、こども青少年局こども家庭課にその旨報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日から起算して30日以内に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に行うことが必要です。
- 7 「⑨申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 - (2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。

((※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。)